



袖珍
繪入
佐倉宗吾實記

3
261

特
6

205150-000-3

特64-650

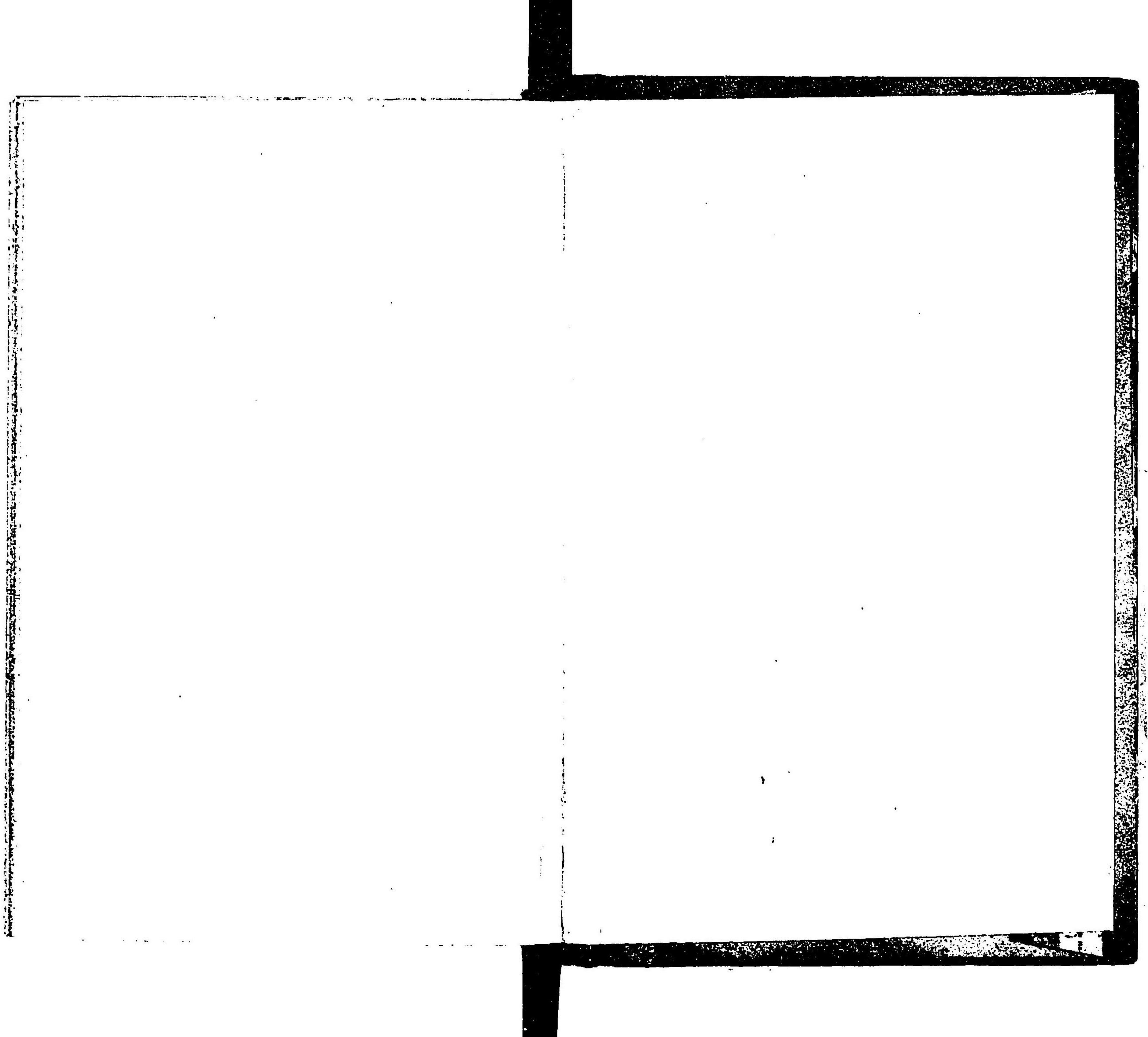
佐倉宗吾實記

小西 常吉 / 編

M20

EDV-0162





特64 650

一席

明治二十年四月二十五日内務省交付 37/8

千 筋 の 縁 も 別 札 路 も。 妻 の 涙 の 瀧 櫻。 心 い	の。 露 は 任 し て い さ ぎ 宜 き。 深 き 願 の 糸 櫻	友 會 と 言 は 降 り へ る。 夜 羊 の 嵐 も 有 明 櫻	美 名 は 高 き 宗 五 郎 が。 樽 を 残 す 郷 の 名 の	た る は 上 ま 仁 な く。 却 て 義 あ る 下 総 は	好 接 な る ハ 櫻 の 中 の 藪 と や 云 ん 歟 亂 ま	農 は 信 あ る ハ 藪 の 中 の 櫻 な る 可 く。 土 の	序
---	---	--	--	---	---	--	---



うさ、兒櫻。雲井櫻の雲井へハ届りぬ手蔓あ
したの風よ。散下も跡ハ遠近の筆よ香れる墨
染櫻。其を櫻木よ又ものして世の開明は後れ
を取ぬ。花の都の餘榮ならん

編者誌

袖珍 佐倉宗吾實記

● 第一回

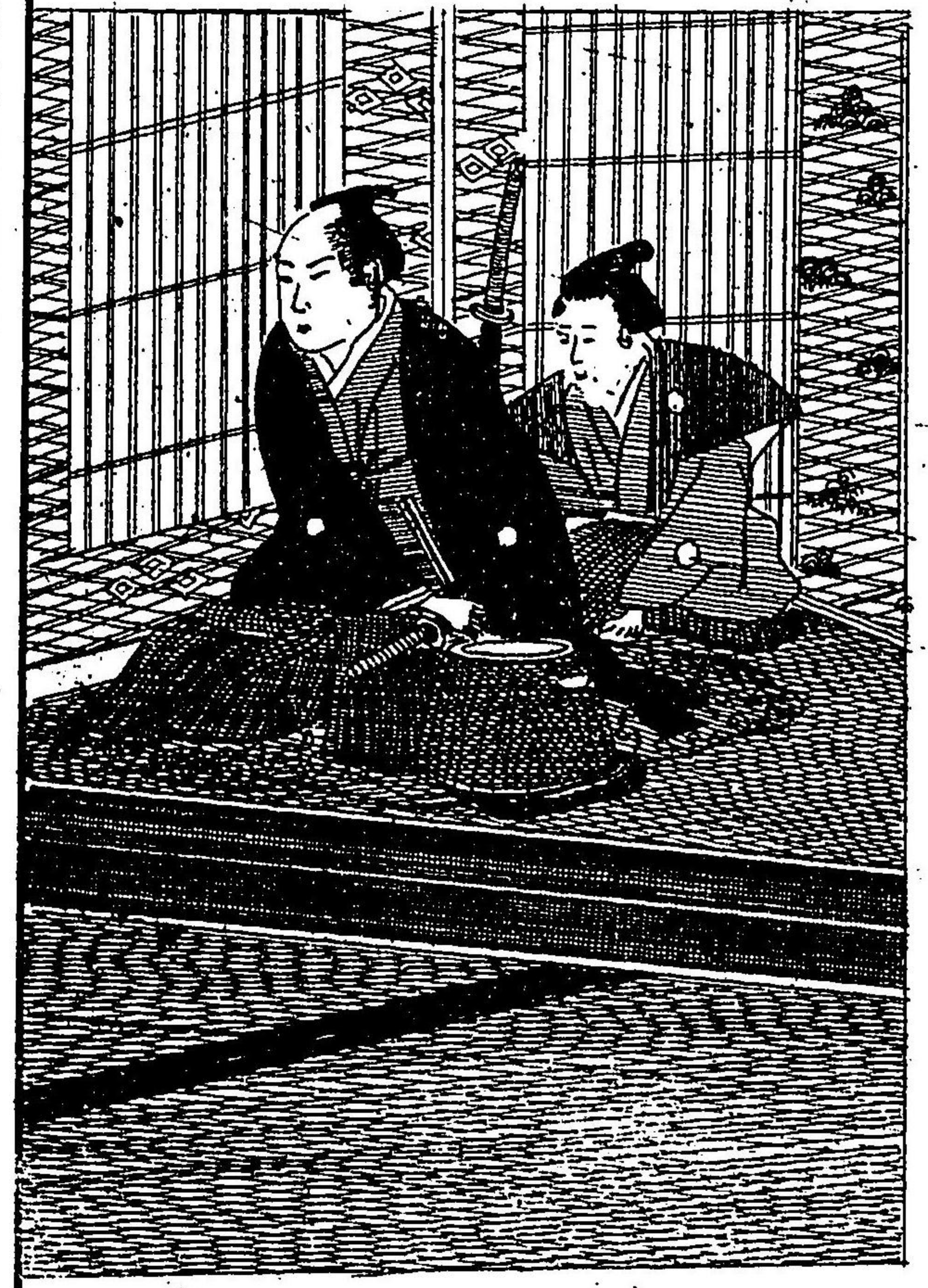
矣。不總別佐倉の城主堀田上野介領地なる同國岩橋村の各主に木内惣郎と云ふ
ありけり。辨才利發の生質にて文藝へもとより諸藝ま達し人心おかき者なる故
人皆其徳行を慕ひけり。此時豊臣家亡ひて大坂の争亂漸く治り大小各良安堵の
思ひをなせし程もなく又もや西國は天草の一換起りしも悉く滅亡して太平と
なりしうど未だ反逆の族もあらんうと穿鑿甚く嚴重なり候て大小各ハ軍馬
の調練等閑ならん家臣郎等へ手當しつ何時ありとも異圖の輩ある筈ハ直さま
出勢なすべき用意をばなしぬ斯りし程は堀田上野介も家臣どもへ軍役手當金
配當の事を相談し國家老主計ハ上に媚い下を苦しめる好悪無道の曲物ある兼て
領内一般より智養子家作の租税を取上げ幾程ク己れの懐を肥さん下計りたれ
ども彼の惣五郎のため妨げられ残念に思ひ居たりしなれば此事を申し上げお

聞濟あらハ其外の課役も心の儘なりさされハ自から余得もある道理なりうま
しく喜ぶ心を色も出さず君にハ末ぞ知し召れぬが先君 様の御代ま
よハ百姓もより冥加の爲て献金致せし者少あるから依て此度其列をひき
領内の者も家作又ハ簀養子を致せし度毎冥加金運上仕つらハ倉庫の金子
減する事なく家中のお手當に差支へ候へまじと辯まらせて申上らば上野介
大きに喜び宜しく取計られとの御意は御前を退き早速国計佐倉へ立版り同復
の郡奉行金澤丈右衛門へ此由話し兩人申し合せて領内の名主へ其運上を申
し付ける惣五郎を始め村々の名主達も領主の命なりとて 義方なく配下の者ま
ふれしらせ各其運上をせし出したり池浦是を江戸屋敷に登しけきハ此金子を
つて家中軍役の手當に配分したるも残る方なく 届きけるも上野介大きに
觀ひ翌年池浦又出府せし時近々召て其働きを賞あるに池浦は濟しとりと夫
は付て伺ひ奉つりたま儀は余の事ハいはねおと山作飢饉ふの節ハ前の百姓
御扶食を願出いハ其時ハ如何にもして救ひ度存すれども若の倉庫未と充分
いたねハ拙者臣是を患ひて罷り在り如何いたすべきやと云へハ上野介涙き

謀のあるこハ知らざ夫ハ其方の役ああらざや如何あるに方便を以てありとも宜
しな計らべとに池浦いよく 歡ひ佐倉へ版りて金澤丈右衛門を呼よせ又もや
是と相談なし殿の仰なりと言あらして牛馬を始め女の手業とする糸車者ぞま
迄夫々運上をかり付取立て皆己が私慾は仕けるも領内の者どもだん 困
窮及べるも見もくへらず又も池浦ハ丈右衛門と申し合せ年貢米納めの折急
増米を云ひ渡し割合帳を認めて一村毎渡しける最も此増米ハ凶年の節國
中の難澁者まに施し夫を救ん爲なりと云ども百姓共ハ年貢の増をかけられて
ハ難義至極なりと村々會合して評議しけれ共事急なれば願ひ出る暇なく其時
渡さとし帳面通り上納ととり是より佐倉の領分ハ課役多しとて他領より簀養
などよくくるものなく刺へ其領分の者といへども子供多きハ皆他領へ縁組する
程又次第に領内ハ困難に及びける

● 第二一回

さる程ハ人々斯る非道の領地ますみて歎きを爲んより 斷然他國へ立退て歎議
道んと此郷彼村より兄弟妻子をつれて退散せし男女都て千人余り潰れし家ハ





八百八十餘余にして上地六千三百余ヶ所内荒果し田畑ハ有餘大破の寺院十一戸みだり無住となり斯りし程は領内の村々百三十六ヶ村の名主會合して評議の上二割四分の増年貢並びは諸事の課役御免の願書を認め下岩橋村の平十郎坂戸村善兵衛瀧沢村市之丞勝田村半右衛門小泉村半十郎以上五人を惣名主二百四十三人の名代として承應二年八月代官所へ訴へ出し手はも觸れず却けまば又郡奉行へ差出せせし是れおなむく下少れける故此上ハ是非なしと直は家老池浦へ歎願せしは是らの事ハ代官へ願出さる願道にて代官が取次おバ受納むるより歎し是さへ取上げさきバ五人の總代ハもとより名主一同悉の肩を眉を擡め如何すべきや評議の折小泉村半十郎の云やう所詮此様子にてハ國屋歎まて御取上あるまじ依て是より江戸屋敷へ願ひ出夫にて御用ひなき時ハ大公儀までも訴出人附てハ岩橋村の惣五郎殿ハ各方も御存のの通り利發の上は公邊の事は明るければ彼の人を頼みて万事の差圖をうけ願ひ出んと一同々意あるまじ早速此由惣五郎殿談じ右の趣きを頼めハ惣五郎云やう此様客界の事あらざる故實ハ失禮ながら各方の心を試さん為は是まで相へ居つ

處只今御一同公儀へ迄も願ひ出んと御決心おされしを承たまえり初て安堵致せし故及むすなから方の限り骨折て見申すべし然しなづら今ハ江戸へ願ひ出るにハ時節少し早ければ來る十一月月上旬に又會合して中旬に出立し出願せハ上の評定決断ハ當年中かゝるべし然る時ハ村々名主共留守中申る年貢取立てなり難く當年ハ不納すべし依て一同御歸村あつて後日拙者方より御沙汰いとすを待たまへとに人々何れも其思慮ふりきに感じて其が言葉は従ひ城下を退き沙汰のあるをぞ待居ける斯て十一月月上旬よりバ惣五郎百三十六ヶ村へ惣文を以て觸知おせたる其文意ハ當月十三日船橋枳梗屋迄御一同御出下され度となり依て其日はハ各村の名主残らぞ出張して惣五郎が來るを待けるに此日惣五郎來らぬバ瀧沢村市之丞勝田村十郎右工門の兩人迎ひとして惣五郎の宅へ赴き面會しけるに惣五郎ハ折悪く持病發りたる故いづき後より登りいへハ各方ハ先江戸表へ赴き御上屋敷へ相つめ願書を差出され其うち拙者も参るべしと云ふは兩人承知して翌十五日船橋へ飯り一同此由知らせせ十六日に皆支度を調へ此地を立出て其日の内ハ江戸へ着しければ宿所ハ濱



町小網町材木町馬喰町三河町飯田町柳原都合七ヶ所へ別れて二十人宛宿をとり翌十七日神田橋外にて人数をそろへ手筈を極め總勢百三十四人の者西の下御役屋敷に到り門前立塞りて願上度仔細あつて御領分の村々の名主共一同罷越い何卒御憐愍の上願書御取上下し置れいへバ有難存じ奉るなりと高聲に呼えりければ門番驚き役所へ告るに役所にても騷動大方ならざ其時御目附役品川定右衛門進み出で此義此儘は拾置時ハ大變の基あり且殿の御外聞又御役屋敷の事なれば御上の御首尾如何あらん依て某し百姓共を退かせ申べしと外へ立出人々々向ひ其方共如何なる願う存せぬも折悪く御上に御差合あつて混雜の御なれば願の旨ハ明日御下屋敷に於て聞べし依て何れも今日ハ此處を退き青山百人町御下屋鋪へ明五ツ時罷出へしと一同押て申立べき様もなしく畏りいと御請して門前を退きける

● 第三回

さて役所までハ定右衛門が働きは依り強訴の旗を退りせ一旦安心したれども此上ハ如何なきんささまよく評議しける時ハ河村治郎左工門と云者すへみ出

此度の願を取上げて吟味をなさバ國役人は難儀の者ありつらん故は國許へ欺き返して彼方の役人は討らせしむるこそ宜けれと云ふ一同此意は同意しければ翌十八日其子嘉平次を青山の下屋鋪へ赴かせらるに各主共ハ早朝より門前ま詰で居たれば嘉平治一同に向ひ其方共願の筋ある由定めて地方の事ならん共儀ならバ郡奉行代官目附等夫々かゝりの役人もあるに此地迄罷上り御役屋敷の御門立塞かるハ殿の御耻辱にたる事をも願す我々へも迷惑をうけい殿不届至極なり此度お咎めもあるべきなれども此方取つくろひ其罪を免し遣はすべし依て早々國許へ立版るべしと言捨てしまへ門内へ入りて呼べと返答なれば一同詮方なく各宿所へ版りけり此日惣五郎ハ江戸へ來りて飯田町の宿に人々の安否を待居ける處へ皆版り來て昨日よりの事残らず語りて斯まで願へども御取上なき上ハ如何いゝすべき哉貴所の好き工夫願ふと惣五郎ある

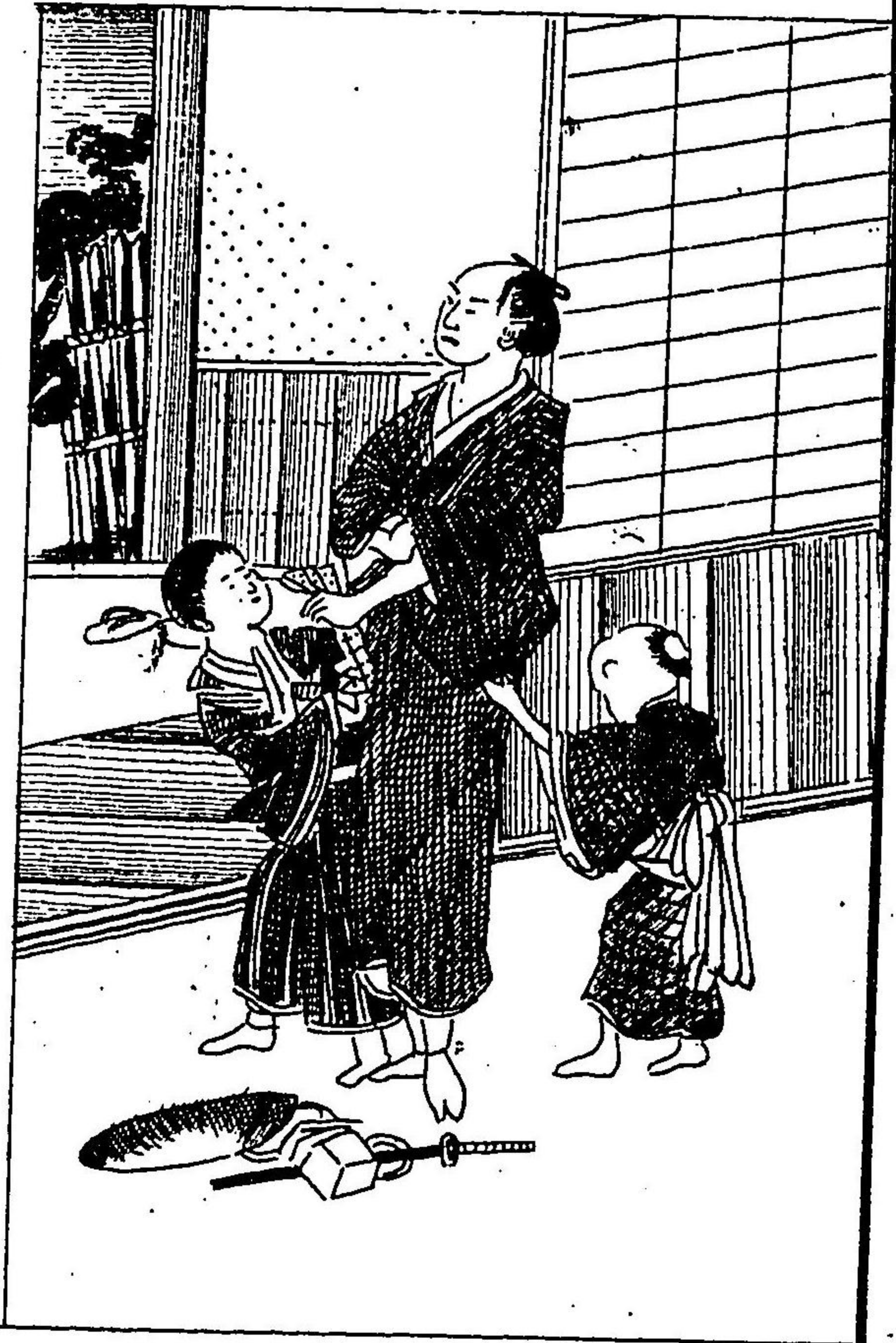
惣五郎の發議まで御申中久世大和守登城の御夫の駕籠へ願書を差出す事にきまり願書を認めおなじく廿六日惣五郎とゞべ一人大和守の登城先に待うけて漸く願書を差上たり余の



ハタハ遠目まつけて居りしは是を見て安堵なし共連ごち目出度神酒を捧
 んとて兩國のある茶屋へ行き一同酒宴を催しける時惣五郎云ふやう漸く願
 書ハ納りたれども當時わが領主と御老中なれば殿中の御評議まで大和守も幾
 分遠慮なさるべし然すどハ評議も長びく道理なれば小泉村の半十郎殿高野村
 三郎兵衛殿尾田村六郎兵衛殿下勝田村十郎兵衛殿千葉村忠藏殿と我々と都合
 六人残りて万事の事を取斗ふべし斯大勢まで此地に居るも失費をグリ多くて
 無益なれば各方ハ先國へ飯らるべしと一同行末の事を頼み置六人
 を江戸に残し余の人々ハ其日の内に国許さして出立なしぬ斯て十二月二日久
 世大和守より呼喚來りけり惣五郎五人の者と同道まで其役宅へ行し用人
 小嶋儀太夫山路伊織の兩人立會まで去る日旦那登城先まで訴状差出せしハ其
 方共なるか不届至極なり然れ共格別の勘辨を以て此儘差置間此上強訴致す
 於てハ屹度曲事たるべし又訴状ハ留置義相成かき筋あるは依て下つう置す
 とて願書を戻し六人ハ名前を記し置れり惣五郎思ふやう是ハ大和守様も
 か領主も御同役する評議し難く訴状を留置も遠慮せらるゝならん然すれば何

程押返しても願ふとも取上らねども察しければ願書を請ふきめて一同す
 ぐと宿へ飯り此上は如何なさんと種々相談しける其時惣五郎斯く何れも差
 戻さるゝ上ハ最早願ふに道なし然れども此儘拾置きまハ將軍家人々行末如何
 なる苦しきを爲さうも計らねば誰彼と云ふあり断我一命捨て將軍家は直訴
 せんと云へば五人ハ口を揃へ其美心感するも余りあり然しなから我々も此事
 成就せぬ時ハ再び國へ飯らじと誓ふるも諸共訴へ出んと云を惣五郎
 押止て夫ハ義に似て義はあらず假六人共命を捨ねばとて屹度願の叶ふと云
 ふてハなく又一人なればとて叶ふ願ひなれば叶えぬ事あらむを依て御身等五人
 ハ存命て後の始末を頼むなりと義を因めたる一言も止まる氣色見へざれば一
 同其言葉に従ひけるに惣五郎又いふやう爰は各方へ一ツの願ひあり余の儀
 まハハ尤も最期別れ今一度妻子に逢て言遣し置たき事御座れば暫く猶豫を
 たまたれとに皆其心の苦しさを察しやり遠慮なく寛々と別れ告て来たまへと
 云ふに惣五郎悦びて直さま支度を調へ佐倉をさして急ぎ行く

● 第四回



再説惣五郎ハ古郷をさして行道すぐら思ふやう聞けバ佐倉の領内ハ彼の池
 浦の巧まで忍の者を巡回させ此度の發頭人ハ誰彼となく捕するとの噂就中
 我ハ猶吏に憎むを受て居る事なれバ見付られてハ一大事と日を暮し夜も入
 て密めに行うんと思ふに天の助けにや雪崩りは降出しけるに持往來の人稀
 なれバ是様傳と裏道より足を逃めて行程は平川の渡しませ到りける此處の
 渡守太兵衛と云ハ惣五郎親の代より厚く目を懸て置し者申る是を頼て難
 なく渡をわたりて我家の門に到り内を窺ハバ召遣ひし者へハ何時の暇を
 リ妻のお金ハ千一ツは惣平十三支源之助(十支喜八)六之助(四支四人)の子
 供を育つる中夫の身の上思ひぞつもの憂き苦勞は身ハ疾見する三重の帯
 むすむる心願まして子等の窺入りと其間もちと拵がんと取出せし二田山木
 綿の綿入一個仕立て又一ツ胸はハたえぬ物おもひ遣方もなき敷きすなる惣
 五郎四下を忍び聲までお金くと呼ながら戸を下々と叩くをお金聞つけて
 幸早く戸をバ引開けバ待設けたる惣五郎入より早く戸をこめお金の持出す

盥の湯まで足をそへて座敷へ上り一息つきつ妻もむりひ江戸表の始末を
 委しく話し借いふやう併し願の道が断たさと云つて此儘にして置きハ行
 末村の人達が何様なうき目も逢ふも知れぬ殊に我ハ池津殿にあけく憎まれ
 て居る事なれバ飯つとこ知れたなら理非もなく死罪となるハ必定なり所詮
 命のない物ならバ深ましく佐倉の人達を代り江戸の上様へ直訴おきん我存念
 ますきバ其罪もまつて妻子まで死刑なるハ目前ならん夫が不便さよ去状
 をつくりさん為忍んで此まで飯りしなりと云つ、懐中より離縁状をとり出
 し何卒今の事聞わけてあとに存命子供等を養育してこれ頼むと云聲さへも
 涙まくりもりいと哀れ聞へけりお金ハ始終聞事いや悲しさに泣入聲を
 立じと嗟へたる手拭取て涙をふき離縁状を押戻し夫婦の縁ハ二世と聞バ此
 世むぐりの女夫でハなご暇合死刑なれバとて二人並んで死のなら歎さ
 の中の喜び申る此上何さ仰つても決あて此一通ハいたゞきませぬと女子は
 似合ね儘敷な言葉に惣五郎大きに悦い女ながらも見上た心底今の一言を聞



死とも必ず變らぬ夫婦と云れてよろこびの中は悲しきハお金の胸の中ハ七
 リ裂むクりに思ふなるべし斯く折りら東雲を告る家母の鶏に惣五郎ハ驚き
 て身を起し忍んで來るは夜が明てハ面倒なりと云ながら行んとするを金
 ハいと悲しき愁さやせなくワツと計り泣声は目をバ覺せし四人の子供
 チヤ父ちゃんお飯りと嬉しいと云ながら膝は取付首はすがりつゝ親の歎
 きも自玉の我子の悦ぶ自見も今日限りと思へハ流石惣五良悲歎は暮居と
 り又も聞ゆる鶏の声然りと云て立上り表の方へ出れハお金を始四人の子供
 見送る中喜ハ六之助ハ頑世なく父様何方へ行なら坊も一處は連てよと云
 をふり捨行く親子の恩愛夫婦の情は引かれて前は一足後二足弱る心ハを
 励まして江戸をさしてそ急ぎける

● 第五回

斯く惣五郎ハ江戸飯田町へ歸り五人名主達と万事相談を遂願の筋細は書と
 る願書を懐中し五人は暇をこめて立別れ承應二年十二月二十日即ち當將軍家

綱公東嶽山へ御墓参曰上野黒門三牧橋の下潜みて其御成を待居ける例刻は
 及びバ家綱公通御有を見て惣吾今一生懸命と天を拜して立出るに供奉の
 人々驚きささぎ惣吾少し動せず大輿近く這寄て御直訴と願書差出せバ御
 側衆請取られぬ惣吾仕課より悦び立退んと處へ押への御人走り來りて
 て繩をかけし又討快ハ表書は下総國佐倉の領分上岩橋村願人惣吾と記し
 有故將軍歸城の後堀田へ渡され上野介屋敷へ歸り一覽するに元より思
 ひ懸なき事のみなれバ大まき驚き早速家老小島式部を招き相談の上直さま
 式部を初め年寄吟味役等都答五人佐倉へ遣し頭取る各名主共を役所へ呼奇
 せ吟味の上増年貢課役共は差免され以來細むる年貢ハ兼て差出せし家作等
 養子なその運上を引去り上納すべしと言渡されしハ一同をひめて白日書
 天の思ひをなし有難涙まひと伏て誓し頭を上げさりけり爰に又上野介ハ短
 慮の性質故此一件殿中の沙汰は及たれバ將軍家の首尾如何あらんと思あま
 より腹立一方ならず領内の百姓連判となれバ惣五郎一人はあらざりけれハ

直詠の村ハ甚々重し依て惣五郎を公儀より申下し後來の見せしめに彼の夫婦を國許に於て磔ま行ひ惣領の男子をハ死罪にして家屋敷ハ關所とすべし嚴しき仰は家老小島を初め重役人余り酷き處刑なりとて種々に諷めども用いらねおバ詮方なく惣五郎を公儀より申下し網棄物まで佐倉へ送りぬ是を聞より百三十六ヶ村の人々會合して此度の大願成就せしハ全く惣五郎殿の働きより今度其身を初め妻子まで御仕置し仰せ付られしを余所に見て居るハ不義理千萬なれハ命乞をなさんと願書を認め佐倉の役所へ願出たれども聞濟なく只一同死罪をいたみ悲む斗り斯て翌年二月三日公津大袋村に於て夫婦ハ磔惣領惣平ハ死罪行はれぬ此時百三十六ヶ村の人々ハ云は及む近國近在の者まで惣五郎夫婦は各残を惜みさしも廣き所置場も爪のた、ぬ程は群集なしける斯て夫婦子供の死骸ハ親族の者引取て其地の東藤寺に葬りける墓ハ末ご残りて有といふ借まゝ數年の間百姓は苦めし悪人の池浦主計金澤又右工門の兩人ハ切腹仰付られ此外是は組せし者と五十二



下総の国
佐倉宗吾
神社の圖

人ハ追掃閉門遠慮役替等各 其罪は依て罰せられける又頭取の名主六郎矢
 衛半郎忠藏十郎右衛門三郎兵五人ハ江戸十里四方在所十里四方構ひ仰付ら
 れ尤も跡式ハ構ひなし又惣五郎遣子源之助喜八六之助の三人ハ親類引取て
 厚く養ひけるにぞ其子孫今も續きて在と聞えし間話体頭惣五郎利死の後
 各村の人々其死を悼みて祠を建て夫婦子供の靈を祀して山口大明神と云ひ
 毎年二月三日八月三日以て祭禮を行ふ事今ニさうなり
 袖珍 佐倉宗五郎實記 大尾

定價金貳錢

明治廿年
 三月十五日
 御届
 全年四月
 四日出版

編輯者

出版者

大阪府平民

小西常吉

東區船越町二百目
二十二番地

大阪府平民

松浦要助

公和泉町二百十九番地

